

上越市告示第 511 号

市道供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、上越市道の供用を次のように開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、都市整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 12 月 24 日

上越市長 小菅 淳一

供用開始の期日 令和 7 年 12 月 24 日

1 路線番号 別紙のとおり

2 路線名 別紙のとおり

3 供用開始の区間 別紙のとおり

供用開始（新規認定）

路線番号	路 線 名	供用開始の区間	備考
A 4 7 7	国府一丁目区画4号線	国府一丁目 7 9 7 番 2 国府一丁目 1 2 1 0 番	
C 1 5 7	富岡区画4号線	大字富岡字塚田 3 0 1 番 3 大字富岡字上塚田 2 2 0 番 1 0	
C 1 5 8	富岡区画5号線	大字富岡字塚田 2 0 6 番 3 大字富岡字塚田 2 7 0 番 1	
C 1 5 9	富岡区画6号線	大字富岡字塚田 2 7 7 番 1 大字富岡字塚田 2 7 8 番 2	
C 1 6 0	富岡区画7号線	大字富岡字塚田 2 6 9 番 1 大字富岡字塚田 2 4 9 番 6	
E 6 2 9	木田二丁目15号線	木田二丁目 2 3 8 番 1 0 木田二丁目 2 3 8 番 5	





